

見附市告示第105号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）第2条に定める自動車騒音の要請限度を適用する区域を市長が次のとおり定め、令和5年6月16日から実施する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表中のa区域、b区域及びc区域とは、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域指定（令和5年見附市告示第102号）により指定したA類型、B類型及びC類型の区域とする。